

賀茂通信 (かもめーる)

第36号 平成26年9月1日 発行

静岡県賀茂健康福祉センター
賀茂保健所
賀茂児童相談所
賀茂身体障害者更生相談所
賀茂知的障害者更生相談所

在宅医療連携に係るシンポジウムを
開催します！

地域医療を考える
月間イベント

この地域の医療と介護を どうするのか

みんなでこれからの在宅医療・介護
のネットワークを考えよう！



みんな
きてね！

参加無料
申込不要！

日時 平成26年9月17日(水)
午後6時～8時30分
場所 下田市民文化会館 大ホール

皆さん、ご存知でしょうか？

平成25年度末から、賀茂地域では3つの病院が在宅医療連携拠点となり、在宅医療・介護のネットワークづくりに着手しています。

賀茂健康福祉センターではこの流れを支援するために、本年度を地域包括ケアシステムの構築に向けた賀茂地域のキックオフと位置づけ、地域住民の皆様をはじめ、医療・介護にかかわるすべての方々を対象にした市民公開シンポジウムを、在宅医療連携拠点の3病院と賀茂医師会、市町等地域の関係機関と共催で開催いたします。

どなたでも参加できますので、みんなで今後の賀茂地域の医療と介護を考えましょう！！

◎基調講演

「賀茂地域のこれからの在宅医療・介護への提言」
放送大学大学院教授、順天堂大学保健看護学部客員教授
田城 孝雄 氏

◎指定発言

東伊豆町地域包括支援センター
宮原 崇敏 氏
西伊豆町社会福祉協議会
下川 智弘 氏
福老訪問看護ステーション
丸山 修子 氏
住民代表(陸上クラブ下田敷根 JC 代表)
渡邊 洋之 氏

◎シンポジウム

(アドバイザー)
放送大学大学院教授 田城 孝雄 氏
(シンポジスト)
賀茂医師会長 池田 正見 氏
地域医療連携拠点病院
下田メディカルセンター院長 杉原 弘晃 氏
伊豆今井浜病院長 小田 和弘 氏
西伊豆病院長 仲田 和正 氏

主催 下田メディカルセンター
伊豆今井浜病院 西伊豆病院
賀茂医師会 静岡県
共催 下田市 東伊豆町 河津町
南伊豆町 松崎町 西伊豆町
賀茂歯科医師会 賀茂薬剤師会
静岡県看護協会賀茂地区支部

9月24日～30日は結核予防週間です
咳が2週間続く場合は必ず受診しましょう！

ひとり親家庭の就業促進のための資格取得を応援します。

母子家庭・父子家庭高等職業訓練促進給付金

就職に役立つ資格取得のため、各種学校等の養成機関で修業する場合、給付金を支給します。

対象資格

- ・看護師
- ・介護福祉士
- ・保育士
- ・理学療法士
- ・作業療法士等

支給期間

就業期間の
全期間
(2年を上限)

支給額

非課税世帯 月額10万円
課税世帯 月額70,500円

修業期間修了後に一時金
非課税世帯 50,000円
課税世帯 25,000円

支給要件

- ・20歳未満の子を持つ
- ・児童扶養手当と同等の所得水準
- ・就業又は育児と修業の両立が困難な方

こんな人が対象です。

ひとり親で、収入が少なく安定した収入を得るため看護師の資格取得を目指し、看護学校に合格した方。児童扶養手当受給者の方も対象となります。

お問い合わせはこちら。

賀茂健康福祉センター福祉課
TEL 0558-24-2055

皆様のご応募お待ちしております！！

ふじっぴー



1 静岡県すこやか長寿祭美術展作品募集

- ・募集期間 平成26年7月1日(火)～9月30日(火)
- ・応募部門 日本画、洋画、書、彫刻、工芸、写真
- ・応募資格 県内在住で昭和31年4月1日以前に生まれたアマチュアの方
- ・出品料 2,000円

2 熟年メッセージ募集

- ・募集期間 平成26年7月1日(火)～10月31日(金)
- ・テーマ 自由
- ・形式 文書2,000文字以内、映像又は音声10分以内
- ・応募資格 県内在住の方で、ご自身を熟年と思う方。グループでの参加も可能。

＜問い合わせ先＞

公益財団法人しずおか健康長寿財団

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1番70号 TEL 054-253-4221 FAX 054-253-4222

犬・猫についてお願いがあります。

1 犬を飼っている皆様へ

①今年の狂犬病予防注射は済んでいますか？

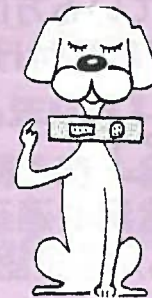
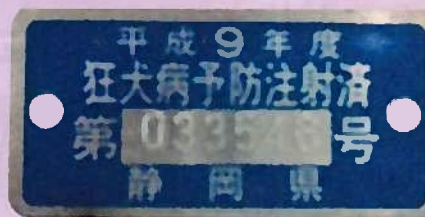
生後3か月以上の犬の所有者は、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせなければなりません。

※狂犬病は過去の病気ではありません。近隣のアジア諸国では、毎年多くの人がこの病気で亡くなっています。

〔 鑑札 〕



〔 注射済票 〕



・注射したら、注射済票を首輪等に付けておきましょう。

②飼い犬の登録は済んでいますか？

生後3か月以上の犬を飼っている場合は、市役所や町役場に犬の登録をしなければなりません。

・登録したら、鑑札を首輪等に付けておきましょう。

③飼い犬は元気ですか？

登録してある飼い犬が不幸にも死んだ場合は、市役所や町役場に届けてください。

2 のら猫にエサを与えている方へ

保健所へは、のら猫にエサを与えている方への苦情が多く寄せられています。エサを与えることによって、多くの猫が集まり、糞や臭気で周辺環境を汚染するからです。

また、無計画な繁殖が繰り返され、不幸な猫が誕生しています。残念ながら、保健所にはこれらの猫の引取りを求める人も多いです。



エサを与えるなら、自分の飼い猫として、室内で飼育し、周辺の皆さんの迷惑にならないようにしましょう。

問い合わせ先：衛生業務課

電話：0558-24-2057

浄化槽を適正に維持管理しましょう！

皆さんのご自宅は、
下水道ですか？それとも浄化槽ですか？
下水道や浄化槽は、家庭などから出る
生活排水をきれいにすることで、地域の
海や川などの水環境を守る大事な装置
です。

浄化槽を使用している方は、
毎年の法定検査は受けていますか？
浄化槽を使用している方は年1回の法
定検査の受検が義務付けられてます。

法定検査とは？

浄化槽の設備状況や適正に維持管理
が行われているかを確認する重要な検
査です。

・使用開始後の検査(7条検査)

使用開始後3ヶ月から8ヶ月で1回実施

・定期検査(11条検査)

2年目以降、毎年1回実施



**【重要】保守点検との混同に注意願
います。法定検査は保守点検と清掃が適
切に行われているか判定するもので、
保守点検とは異なります。**



保守点検は
健康管理

法定検査は
健康診断

10月1日は「浄化槽の日」です！

～10月は浄化槽月間～



保守点検、清掃、法定検査の3つが義務付けられています！



浄化槽の点検、付帯設備の
調査・修理、消毒剤の補充等



浄化槽内にたまった
汚泥やスカム等の引き抜き



外觀検査、書類検査、水質検査
による浄化槽の健康診断

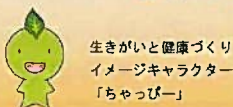
※保守点検や清掃は協又は市町の登録 許可を受けた専門業者依頼してください。
※法定検査は県の指定検査機関(一般財団法人 静岡県生活科学検査センター TEL.054-621-5030)に
依頼してください。

受検の申込方法やご自宅の受検の有無が不明の場合は、
下記の指定検査機関にお問い合わせください。

指定検査機関：一般財団法人静岡県生活科学検査センター

TEL: 054-621-5030

いのち輝き、笑顔あふれる社会を。



静岡県健康福祉部



静岡県賀茂健康福祉センター・賀茂保健所

〒415-0016 下田市中 531-1(静岡県下田総合庁舎 2階・4階) 電話 0558-24-2033

ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-710/> FAX 0558-24-2159

松崎保健支援室 〒410-3624 賀茂郡松崎町江奈 255-3 電話 0558-42-0262



古紙配合率70%再生紙を使用しています
紙ヘリサイクル可